

令和8年度三重県アセアンビジネスサポートオフィス運営事業業務委託仕様書

1 目的

本業務委託は、「三重県アセアンビジネスサポートオフィス」（以下「サポートオフィス」という。）を設置、運営し、県内中小企業・小規模企業等のアセアン地域への進出や販路開拓等の取組を伴走型で支援することにより、県内中小企業・小規模企業等の国際競争力を向上し、ビジネスチャンスの拡大及び海外展開を促進することを目的とします。

2 業務内容

（1）サポートオフィス設置運営業務

ア サポートオフィスの設置

本事業を受託する者（以下「受託者」という。）は、本業務を実施するための事務所（以下「事務所」という。）をタイ王国バンコク都の交通至便な場所に設置すること。なお、サポートオフィスの設置期間は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までとする。

イ 拠点設備等

- （ア）事務所には専用電話を敷設し、専用の電子メールアドレスを備え、看板等を掲げてサポートオフィスの設置を示すこと。
- （イ）事務所内又は事務所近隣に県内企業等が受託者等との打合せに使用できる打合せスペースを設置すること。なお、県内企業等が受託者以外の第三者と打合せを行う場合については、事務所近隣の無料打合せスペースを紹介することで差し支えない。

ウ サポートオフィスの人員体制

次に記載する条件をすべて満たす担当者を1名配置するとともに、県内企業等の相談や問い合わせに対して、スピード感を持った対応を行うこと。担当者1名で対応することが難しい場合は、組織的に対応できる体制を整えること。なお、業務は日本語にて行うものとし、担当者は専任の者でなくても差し支えない。

- ・日本語で業務ができること。
- ・英語での円滑なコミュニケーションができること。
- ・日本とアセアン諸国のビジネスに精通していること。
- ・企業からの様々な相談に対し、適切にアドバイスできる知識、経験を有すること。
- ・相談企業のビジネスプランや商品について、その事業可能性や問題点等を把握・整理できること。
- ・委託業務内容について積極的に企画、提案、実施する意欲と能力を有すること。

エ サポートオフィスの営業日及び営業時間

原則として以下を除く日の9時から17時まで（現地時間）とする。

- ・土曜日及び日曜日
- ・タイ王国における祝日に関する法律等に規定する休日

・年末年始（12月29日から1月3日まで）

ただし、訪問団の受入れ等により、特別に対応が必要となる場合は、この限りでない。

オ サポートオフィスの基本業務

以下に記載する（ア）から（シ）の業務を行い、県内企業等のアセアン諸国におけるビジネス活動を伴走型で支援すること。また必要に応じ、県内企業等にビジネスの方策等についての助言・提案を行うこと。

（ア）アセアン諸国に関する情報の収集・分析・提供

アセアン諸国の社会・経済状況並びに各種ビジネス関連情報（貿易関連法令及び手続き、商談会・展示会等）を収集し、分析の上、必要に応じて委託者や県内企業等に提供すること。

2カ月に1回程度、アセアンにおける経済動向・社会動向に関して委託者と協議のうえ設定したテーマについて、レポートを作成し、委託者に提出すること。（A4両面程度、ホームページ・メールマガジン等で公開を予定）。また、委託者と協議のうえ、必要に応じ、三重県が実施するセミナー等での広報活動を行うこと（年2回程度、うち1回はオンラインを想定）。

（イ）相談・問い合わせ対応業務

県内企業等からの相談に対する以下の支援業務を実施すること。相談内容を分析のうえ、フォローアップに活用できる企業カルテを作成すること。

①県内企業等からの相談（貿易・投資相談、各種規制、関税、商慣習、現地法令・手続き、マッチング、市場調査、展示会出展支援等）や問い合わせ（市場動向、現地での困りごと全般等）に対する窓口となり、必要な支援を行うこと。

なお、相談内容に応じて日本貿易振興機構（JETRO）や国際協力機構（JICA）等へ適切につなぎ、相談申請補助、相談同行等のサポートを行うこと。

②次のような専門業務の支援を求められた際には、対応可能な専門家（有償で業務を行う者）の紹介を行うこと。なお、紹介した専門家の利用にかかる費用は相談者が負担するものとするが、負担金額についてあらかじめ相談者の承諾を得ること。

- ・現地人材発掘、紹介業務（現地採用のための優秀な現地人材の発掘、紹介）
- ・特定技能制度等に係る送出機関の紹介業務
- ・企業信用調査（現地の取引先企業に関する信用調査）
- ・営業代行業務（現地企業との営業や契約書締結等の業務代行）
- ・翻訳サービス（各種情報の翻訳）
- ・法務、税務に対する専門的なサービス
- ・トラブル対応（債務不履行、知的財産侵害などに対する法的な対応）

上記に含まれない相談内容については、委託者と対応を協議し、相談に対応すること。

（ウ）ビジネスマッチング運営業務

県内企業等のアセアンでのビジネス展開に資するビジネスマッチング・商談会等のイベントを企画し、以下の業務を行うこと。（年1回）

イベントの実施にあたっては、委託者と協議のうえ実施内容を決定するものとす

るが、現地の事情を勘案し、実施テーマ、開催時期、会場等の提案を行うこと。

- ・参加事業者に対する事前コンサルティング
- ・参加事業者のニーズにマッチした現地事業者等（マッチング相手）の募集、商談のセッティング（会場の手配・設営、資料等の必要な設備、備品および、受付、通訳、商談サポートに必要な人員の手配等を含む。）
なお、三重県側事業者の募集は委託者で行うため、委託業務に含まない。
- ・商談後のフォローアップ、アフターフォロー（イベントの実施後、概ね1ヵ月程度を目安に参加事業者、現地事業者へのアプローチを行い、その時点での交渉課題を明らかにし、状況を委託者に報告すること。）
- ・その他ビジネスマッチングの実施に必要と考えられる事業者へのアドバイス等

※ビジネスマッチングイベントの概要

- ①開催日時 令和8年度中
- ②開催場所 タイ王国・バンコク都内
- ③イベント内容

三重県側事業者（最大10社程度）と現地事業者等の商談を実施。

10社以上の現地事業者を募集し、三重県側事業者1社につき、それぞれ5社以上の現地事業者との商談を設定すること。

（エ）展示会・見本市・商談会出展支援業務

委託者が、県内企業等を募集のうえ、ベトナムで開催する展示会・見本市・商談会等に出展する際の情報の収集・提供、ブース申込み支援などを行うこと。

また、県内企業等が、展示会・見本市・商談会等に出展する場合の情報の収集・提供、ブース申込み支援などを行うこと。

（オ）商談設定・アテンド業務

県内企業等からの出張者（調査、商談目的等）に対する現地アレンジ（訪問先へのアポイントメント取得・連絡調整等）及び現地概要説明等の手配を行うこと。
また、可能な限り県内企業等と現地企業との商談に同席し、商談の内容をレポートすること。

なお、アテンドにかかる交通費等の実費については、委託業務外とし、相談者に請求することができるものとするが、負担金額についてあらかじめ相談者の承諾を得ること。

（カ）訪問団等の受け入れ支援

三重県が主催するミッション団等のアセアン地域への受入に関するアレンジ及びアテンド（視察先の調整等）を実施すること。

（キ）現地関係機関等に関する情報収集及び現地関係機関等とのネットワーク形成

三重県及び県内企業等と現地関係機関、専門家等とのネットワーク形成のために関係性構築・維持に努め、情報収集及び提供を行うこと。

三重県が締結したタイ投資委員会（BOI）、タイ工業省産業振興局（DIPROM）、タイ国家食品研究所（NFI）、ベトナム財政省（MOF）等との連携に関する覚書（MOU）に基づく企業間の相互交流を促進すること。

（ク）委託者との情報の共有・助言

必要に応じ、適宜、委託者及び三重県関係者との打ち合わせ時間を設け情報共有等を行うこと。オンライン会議システム等を活用し、委託者と受託者双方が実施しやすい方法をとること。協議の議事録は受託者が作成し、委託者及び三重県関係者に速やかに共有すること。

また、委託者が隨時依頼する現地の情報収集等に対応すること。必要に応じて、委託者及び三重県関係者が開催する会議に参加し、海外ビジネスに関する助言や情報共有を行うこと。

委託者が、本事業の検証を行う際に、必要に応じて、本運営業務にかかる支援状況等の情報を共有すること。

(ケ) サポートオフィスの認知度の向上

PR用パンフレット（英語、日本語）の作成など、サポートオフィスの認知度の向上に努めること。

(コ) 三重県に関する情報発信

上記（ア）～（ケ）の業務を行うにあたり、現地の事業者・関係機関等に三重県の基本情報・操業環境等について情報発信を行うこと。

(サ) アンケート調査の実施

委託者と協議のうえ、サポートオフィスの利用者にアンケート調査を実施し、回収すること。

(シ) その他

上記に定める以外の事業者支援活動についても委託者と協議のうえ、可能な限りサポートを行うこと。

（2）その他

ア 報告書の提出

業務の実施に当たって、翌月10日（令和9年3月は、同月31日）までに月次報告書を、令和9年3月31日（水）に業務完了報告書とともに年間の業務総括を行った最終業務実施報告書を提出すること。

なお、様式については、別途両者協議のうえ、定めることとする。

また、月次報告書には、当月あった相談内容を、2（1）オ（イ）に定める企業カルテ等に詳細に記載し、添付すること。

イ 海外リスク等の説明

企業からの相談対応にあたっては、ビジネスで発生し得るリスクを十分に相談者に説明し、納得していただきながら支援を行うこと。

ウ 業務の引継等

業務完了後、委託業務に関する情報（業務において入手した個人情報及びデータ、資料等）はすべて委託者に提供すること。また、委託業務にかかる質問等については、本委託業務の契約期間が終了した後も誠実に対応すること。なお、前年度のサポートオフィスの運営にかかる情報（支援内容等）については、契約締結後に委託者から提供するものとする。

3 委託期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで

4 業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。

(2) 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。

(3) 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。

5 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県雇用経済部企業誘致推進課において示します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

(4) 契約は、三重県雇用経済部企業誘致推進課において行います。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

9 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守させること。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③発注所属に報告すること。
- ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が（1）②または③の義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 中止等の場合の対応

（1）事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合の業務内容及び委託額等の取扱いは、委託者と受託者が協議の上決定すること。

（2）事業の中止、延期、規模縮小等が決定した場合、受託者は委託者から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に準備、実施した業務に係る費用を積算したものと、委託者の指定する日時までに提出すること。

13 その他

必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。